



JBS フラッシュニュース

2021年4月号

今月号の内容

各位

お問い合わせ先

(EY India JBS)

山口 哲男
飯田 亮也
宇田 善和
深尾 淳一
リーマシン

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com
ryoya.iida@in.ey.com
yoshikazu.uda@in.ey.com
junichi.fukao@in.ey.com
reema.singh@in.ey.com

インドにもコロナ第2波が到達しました。感染者は3月以降、マハラシュトラ州を中心に急増し、1日あたりの感染者数は4月4日には過去最高となる103千人に記録しました。コロナワクチンの接種については、政府は4月1日以降、45歳以上まで対象を拡大し、ワクチンの接種を推進していますが、当面の感染者の増加は避けられない状況です。現時点ではロックダウン等の施策は発表されていませんが、経済活動の影響については、今後の政府の発表には注意を払う必要があります。

政府は、2月に発表された財政法案の法制化に向けて127におよぶ修正を行い、当内容は議会で承認されました。平衡税(EL)等で解釈が依然不透明な事項が残されていますが、財政法の法制化は最終段階です。また政府はメイクインインディアの推進に向けて昨年11月に新たに10分野についてPLIスキームを拡大しました。インセンティブの総額は2.6兆ルピー相当であり、今後、各分野毎に最終ポリシーが発表される予定です。コロナ下の状況ですが、日系企業によるPLIスキームを活用した新たな投資が期待されます。

今回のフラッシュニュースの内容は以下のとおりです。どうぞご高覧ください。

1. 2021年財政法案(FB2021)の主な修正
2. CBDTは、非居住者への支払いに関する低率の源泉徴収適用についてオンライン申請を行う新しい規則を導入
3. ソフトウェアに関する最高裁判決:
エンドユーザーまたは販売代理店によるソフトウェアの使用に対する支払いはロイヤルティに該当しないとする判決を下す
4. 間接税当局(CBIC)は、B2CインボイスにQRコードが記載されなかった場合のペナルティ免除期間を2021年6月30日まで延長
5. 外国貿易ポリシー(FTP2015-20)の期限延長
6. インドPLIスキームのご案内

1. 2021年財政法案の主な修正

24 March 2021

要旨

2021年2月1日に財務大臣ニルマラ・シタラマンにより、2021年財政法案(Finance Bill = FB 2021)が提出されました。財務大臣は、ステークホルダーからの意見を受けて、下院議会であるLok Sabhaに修正法案の提出を行いました。*修正は、法案に含まれる表現における特定の不明瞭さに対処することを意図しています。

*法案は既に下院の承認を受けており、今後大統領による承認を経て正式に法制化されます。

主な修正及び明確化内容

▶「納税義務(Liable to tax)」の定義の修正：ある国において効力を有する法律に基づいて「所得税納税義務」を有する者は、当該国において納税義務を負うものとみなされることを明確に規定するように修正。したがって、間接税またはその他の税金(所得税以外)に関する債務は、「納税義務」の定義を満たしているとはみなされない。

▶従業員特定年金(PF)スキームへの拠出に係る金利への課税：雇用主による拠出がない場合について、閾値を25万ルピーから50万ルピーに見直し。

▶のれんの償却：税務年度(TY)2020-21以降におけるのれんに関する償却否認に伴い、税法上の無形固定資産の総額からのれんの金額を差し引く算出方法の明確化。

▶企業再編時の課税規定：FB 2021で提案されたとおり、解散または再建に関連してパートナーが現金または特定資産を受け取ることに関する課税規定の改正。

▶スランプセール時のキャピタルゲイン課税の計算：譲渡日の公正な市場価値(別途、細目が発表予定)を対価の全額とし、のれんの原価をNil(ゼロ価額)として考慮するように修正(前の所有者から買収した場合を除く)。

▶最低代替税(MAT)の追加課税の免除：締結される二次調整やAPAに関して、後続の税務年度(TY)においてMATクレジットを利用していない場合のみ、納税者は当規定を適用することができる。

▶平衡税(EL)の課税：非居住者のEコマースオペレーターは、インド居住者またはインドに恒久的施設(PE)を持つ非居住者であるEコマースオペレーターのデジタルプラットフォームを通じて物品の販売、サービスの提供を受けた場合、2%の平衡税(EL)を支払う義務を負うことはない。

▶再調査：FB2021は再調査の可能期間を通常4年、金額が5百万ルピーを超えて税務当局が確証を保有する場合に限って、当該税務年度末から11年間に制限することを提案。今回、対象とする資産には、不動産、株式、証券、負債、前払金、銀行預金を含むことを定義した。

(つづき)

- ▶納税申告遅延に対するフィー:10,000ルピーから5,000ルピーに減額
 - ▶Aadhaar番号に関する罰則:2017年7月1日時点で、有効なPAN(納税番号)を保有する納税者がAadhaar番号の通知を不履行の場合、1,000ルピーまでのフィーを徴収。
 - ▶Income Tax Settlement Commission(ITSC)の廃止:2021年2月1日の財政法案で提案されたITSC廃止に關し、申請者がITSCへの申請を取り下げるオプション行使する場合、税務当局は、調査を完了するために、最低1年間の期限を設けるものとする。
 - ▶税務監査(Tax Audit)の要件:FB2021では税務監査の閾値を50百万ルピーから1億ルピーへ増額したが、今後閾値5%を計算する際にAccount PayeeでないBank Draftや小切手も含まれることを明確化。
 - ▶ULIP:高額保険料の非適格ユニット・リンクド・インシュアランス・プラン(ULIP)における長期キャピタルゲイン課税において10%の軽減税率の適用を受けることができるのは、最低自己資本部分(90%または65%)が当該保険契約の期間を通じて維持されている場合に限定。
- FB2021は、今後大統領の承認を受けて法制化されます。しかしながら、修正法案においても、物品購入に関する源泉課税における「物品」の定義、平衡税(EL)におけるPurchase Order、Offer for Sale、Acceptanceの定義等、いくつかの項目でさらなる明確化が必要とされています。納税者は引き続き政府に対して実務的な視点から生ずる問題の解決に向けて、引き続き改善を求めていくことが重要であると考えられます。

詳細は[こちら](#)から英文のアラートをご高覧ください。

2. CBDTは非居住者への支払いに関する低率の源泉徴収適用についてオンライン申請を行う新しい規則を導入

18 March 2021

本アラートでは、インド税法(ITA)に基づく非居住者への支払い時の低率の源泉徴収適用に関するオンライン申請を扱う規則29BA を挿入することにより、1962年の所得税規則を改正する、2021年3月16日に直接税当局(Central Board of Direct Taxes=CBDT)が発行した通知についての説明です。

通知はまた、当該申請を行うための最終的な様式15E(様式)についても知らせています。

非居住者への支払い時の低率の源泉税率適用の申請を行う現行の手続きは、書面による申請手続きである一方、具体的な書式が規定されていませんでした。申請の様式及び方法を規定する権限をCBDTに与える所得税法の最近の改正に基づき、CBDTは様式の草案を公表し、利害関係者からコメントを求めていました。

CBDTは今回、規則と様式を通知しました。

一般的には、今回発表された様式では、租税条約(DTAA)に基づく救済を含め、所得税法に基づく支払人、非居住者受取人、取引内容、課税の詳細および取引の詳細を提供することを求めています。

本規則により、納税者は、当該様式を電子署名(DSC)または電子認証コードで提出することが必要となります。

税務当局は、非居住者受取人の具体的な申請内容を精査した上で、課税総額の適切な割合を決定し、より低率の源泉徴収の適用オーダーを発行します。

当該オーダーは、指定された特定の非居住者への支払いと、さらに税務当局により証明書または取消書に指定された年度のいずれか早い方の期間内のみ有効です。

詳細は[こちら](#)から英文のアラートをご高覧ください。

3. ソフトウェア使用に関する判決:最高裁はエンドユーザーまたは販売代理店によるソフトウェアの使用に対する支払いはロイヤルティに該当しないとする判決を下す

3 March 2021

1) 背景

非居住者におけるソフトウェア支払いの課税問題は、これまで様々な裁判所/当局によって矛盾する判決が下され、長期にわたって税務論争になっていました。

この問題は、当該支払いに対する課税に関して2012年度の財政法で導入された遡及修正によって、ひずみが生じていました。長期にわたる各レベルでの裁判を経て、課税に関する最終判断は最高裁判所に委ねられました。

最高裁では、本件に関連する103件の上訴を一括してヒアリングを行いました。

本アラートでは、Engineering Analysis Centre of Excellence Pvt Ltd. における最高裁判決を要約しています。

2) 判決内容

この問題は、クロスボーダーでのソフトウェア取引、すなわちディストリビューター(居住者のみならず非居住者も含む)またはソフトウェア(当該ソフトウェアがハードウェアに組み込まれている場合を含む)に対するエンドユーザーによる支払いが、インド所得税法ならびに各国の租税条約(DTAA)に基づくロイヤルティに該当するかどうかが論点です。最高裁判所は、ソフトウェアの使用に関して様々な当事者と締結した契約の条件に言及し、ディストリビューターがソフトウェアを再販するための非独占的かつ譲渡不可のライセンスを付与されたことに留意しました。

さらに、エンドユーザーには、本ソフトウェアのサブライセンス、リバースエンジニアリング、修正、複製を行うことなく本ソフトウェアを使用する限定的な権利が付与されていました。

この観点から、最高裁は、1957年インド著作権法(ICA)の様々な条項について検討を行い、本ソフトウェアを使用する限定的な権利および/または本ソフトウェアを許諾された目的のためにコピーする限定的な権利は、著作権所有者の権利(複製、複製物の発行、商業的利用など)の許諾なしには、ICAに基づく著作権を有することはない。従って、ロイヤルティ支払いとして特徴づけることはできないと判断を下しました。

最高裁は、2021年財政法で修正前のインド所得税法および租税条約に基づくロイヤルティの定義においては、ロイヤルティの対象である支払いと認識するためには、ライセンシーに対するソフトウェアの著作権の許諾が必然であることに着目しました。エンドユーザーおよびディストリビューターによる支払いは、ICAに定める権利の許諾に対する支払いを伴わなかつたため、ディストリビューターおよびエンドユーザーによる支払いは、租税条約、およびインド所得税法の修正前のロイヤルティ規定にも該当しません。

当支払いは、納税者が非居住者の場合は事業所得として認識され、租税条約においてインドでは課税されません。

さらに、非居住納税者への支払いに関してインド所得税法に基づく源泉徴収の規定は、インド所得税法ならびに租税条約の規定を考慮した上で、インドでの課税要否が判定されるという見解を最高裁は支持しました。

租税条約に基いてインドで支払いが課税されない場合、当該支払いに対して源泉徴収は必要ありません。

その際、最高裁は、PILCOMに関する非居住者スポーツ選手への支払いに関する源泉徴収に関する過去の判例は、そのような人に関する源泉徴収規定は、当該判決に関連はなく影響をもたらすものではないとの区別を行いました。

(つづき)

3)今後に向けて

長らく待ち望まれていた最高裁の判決は、画期的な裁定であり、納税者に確実性と明確性をもたらすこととなりました。最高裁の判決は、さまざまな段階のすべての係争中の訴訟を拘束し、適用されます。

当判決の影響を受ける支払い者と非居住者は、税金の還付および金利の還付の手続きに向けて今後の対応を検討する必要があります。

一方、2020年4月1日以降導入された、非居住者の電子商取引に関する平衡税(Equalisation Levy=EL)に対する当判決の影響およびロイヤルティ支払いとの相互関係を考慮する必要があると考えられます。

詳細は[こちら](#)から英文のアラートをご高覧ください。

4. 間接税当局(CBIC)は、B2CインボイスにQRコードが記載されなかった場合のペナルティ免除期間を2021年6月30日まで延長

31 March 2021

本アラートは、間接税・関税中央委員会(CBIC)によって発行された最近の通知を要約しています。

2020年12月1日から、年間総売上高が50億ルピー以上の納税者は、未登録の顧客に発行するインボイス(B2Cインボイス)にQRコードを記載する必要がありました。

しかし、CBICが2020年11月29日に発行した通知(89/2020-CT)によれば、2021年4月1日以降にQRコード記載を行うことを条件として、2020年12月から2021年3月にかけて発行されたQRコードなしのインボイスへのペナルティは免除されてきました。

CBICは今回、ペナルティ免除をさらに3カ月延期し、2021年7月1日以降にこの規定を遵守するならば、ペナルティーの免除は2021年6月30日とする通達を発表しました。

当延長は、納税者にとって待ち望まれた救済措置であり、税務コンプライアンスを促進するものになり得ると思われます。

詳細は[こちら](#)から英文のアラートをご高覧ください。

5. 政府は外国貿易ポリシー(FTP2015-20)を2021年9月30日まで延長

Apr 1, 2021

本アラートは、DGFTによって最近発行された通達を要約しています。外国貿易ポリシー(FTP)は、通常5年毎にDGFTによって更新されます。しかしながらDGFTはCOVID-19の影響を鑑みて既存のFTP2015-20を6ヶ月延長することを発表しました。

FTPおよび手順に関するハンドブックは有効期限が既に2020年3月31日から2021年3月31日まで延長されており、今回の通達により2021年9月30日まで有効となります。

さらに間接税と関税の当局(CBIC)は、FTPスキームの一部であるAdvance Authorisation (AA) と Export Promotion Capital Goods (EPCG) スキームによる輸入に関する integrated tax および compensation cess の免除を2022年3月31日まで延長しました。Export Oriented Units (EOU)、Electronic Hardware Technology Parks (EHTP)、Software Technology Parks (STP) および Bio-Technology Parks (BTP) に関する輸入に関するも同様に延長されました。

6. インドPLIスキームのご案内

インド政府はメイクインインディアのさらなる促進に向けて、製造投資に対するインセンティブであるPLIスキームを導入しています。当初のPLIスキーム対象は携帯電話をメインとする電子部品、医薬原料および医療機器の3分野でしたが、2020年11月に自動車、自動車部品、バッテリー、通信機器等の10分野が新たに対象になりました。

新たに対象とされた10分野に対するPLIインセンティブの総額は、US\$260億ドル相当であり、インドにおける製造業のスケールアップおよび輸出競争力の向上に向けて、インド国内企業だけでなく、日系企業も含めた多くのMNC企業がPLIスキームを活用することが期待されています。インセンティブの付与については、投資額、売り上げの増加を主な基準とし、現地調達、雇用の促進、輸出の増加といった事項についても重視されます。

尚、インセンティブの資格、適用の基準、インセンティブの金額等の詳細は業種ごとに細かく設定されています。

PLIスキームの概要は添付をご高覧願います、詳細につきご興味のある企業の皆様は、個別の詳細ミーティングも可能です。EYインドJBSの担当までご連絡頂きますようお願いします。

(新たにPLIスキームの対象となった分野、製品およびインセンティブの金額)

	分野	対象製品	金額 (億ルピー)
1	Advance Chemistry Cell Battery	• ACC Batteries	1810
2	Electronics and Technology Project	• Semiconductor Fab • Display Fab • Laptops / Notebooks • Servers • IoT Devices • Specified Computer Hardware	500
3	Automobiles and Auto Components	• Automobile and Auto Components	5704.2
4	Telecom and Networking Equipments	• Core Transmission Equipment • 4G/5G, Next Generation Radio Access Network & Wireless Equipment • Access & Customer Premises Equipment (CPE), Internet of Things (IoT)Access Devices & Other Wireless Equipment • Enterprise Equipment: Switches & Routers etc.	1219.5
5	Textile Sector	• Man-Made Fibre Segment • Technical Textiles	1068.3
6	Food Products	• Ready to Eat / Ready to Cook (RTE/ RTC) • Marine Products • Fruits & Vegetables • Honey, Desi Ghee, Mozzarella Cheese, Organic Eggs & Poultry Meat	1090
7	Pharmaceutical Drugs	(Category 1) • Biopharmaceuticals • Complex Generic Drugs • Patented drugs or drugs nearing patent expiry • Cell based or Gene Therapy Products • Orphan Drugs, Special empty capsules, Complex Excipients (Category 2) • Active Pharma Ingredients (APIs) /Key Starting Materials (KSMs) & Drug Intermediaries(DIS) (Category 3) • Repurposed Drugs • Auto-immune Drugs, Anti-cancer Drugs, Anti-diabetic Drugs, Anti Infective Drugs, Cardiovascular Drugs, Psychotropic Drugs & Anti-Retroviral Drugs • In-vitro Diagnostic Devices (IVDs) • Phytopharmaceuticals • Other drugs not manufactured in India, other drugs as approved	1500
8	High-efficiency Solar Photovoltaic Modules	• Solar PVs	450
9	White Goods	• Air Conditioners & Light Emitting Diodes (LEDs)	623.8
10	Steel Products	• Coated Steel & High Strength Steel • Steel Rails, Alloy Steel Bars & Rods	632.2

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはwww.eyjapan.jpをご覧ください。

Ernst & Young LLP is one of the Indian client serving member firms of EYGM Limited. For more information about our organization, please visit www.ey.com/in.

Ernst & Young LLP is a Limited Liability Partnership, registered under the Limited Liability Partnership Act, 2008 in India, having its registered office at 22 Camac Street, 3rd Floor, Block C, Kolkata - 700016

© 2020 Ernst & Young LLP. Published in India.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。